

A 食品汚染規制値比較

表A-1 EUの食品汚染規制値 (Bq/lないしBq/kg)

放射性核種	食品グループ	規制値
放射性セシウム (セシウム134、137)	牛乳	370
	乳製品	
	乳幼児用食品	
	その他の食品	600

(出所：2008年7月15日の欧州共同体指令733/2008)

注) この規制値はチェルノブイリ事故後の1986年5月30日の指令で輸入食品に規定された暫定規制値でしたが、現在はEU加盟国の規制値として適用されています。

表A-2 欧州原子力共同体指令が規定する大事故時の食品汚染指標値
(Bq/lないしBq/kg)

放射性核種	乳幼児用食品	乳製品	その他の食
放射性ストロンチウム (特にストロンチウム90)	75	125	750
放射性ヨウ素 (特にヨウ素131)	150	500	2,000
アルファ核種 (特にプルトニウム239、アメリシウム241)	1	20	80
半減期が10日超のその他の放射性核種 (特にセシウム134、137)	400	1,000	1,250

(出所：1989年7月18日の欧州原子力共同体指令2218/89)

注) この規制値は大事故突発時だけに施行します。フクシマ事故後6月末までの期限付きで日本の東北と関東からの輸入食品に適用されていたので、日本ではこの規制値がEUの正規の規制値だと勘違いされていました。

表A-3 日本の飲食物摂取制限に関する指標 (Bq/kg)、2012年3月末まで有効

放射性核種	食品グループ	指標値
放射性ヨウ素 (混成核種の代表核種： ヨウ素131)	飲料水	300
	牛乳、乳製品 注)	
	野菜(根菜、芋類を除く)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳、乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
肉、卵、魚、その他		
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳、乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
肉、卵、魚、その他		
プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu、 ²³⁹ Pu、 ²⁴⁰ Pu、 ²⁴² Pu、 ²⁴¹ Am、 ²⁴² Cm、 ²⁴³ Cm、 ²⁴⁴ Cm放射能濃度の合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳、乳製品	
	野菜類	10
	穀類	
肉、卵、魚、その他		

注) 100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳および直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

(厚生労働省医薬食品局食品安全部、食安発0317第3号、平成23年3月17日)

表A-4 日本の新しい食品汚染規制値 (Bq/kg)、2012年4月から施行

放射性核種	食品グループ	規制値
放射性セシウム (セシウム134、137)	飲料水	10
	牛乳	50
	乳児用食品	50
	一般食品	100

(出所：厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課「食品中の放射性物質の新たな基準値について」)

表A-5 米国の食品汚染基準値 (Bq/kg)

放射性核種	基準値
ストロンチウム90	160
ヨウ素131	170
セシウム134+セシウム137	1,200
プルトニウム238+プルトニウム239+アメリカシウム241	2

(出所：米国食品医薬品局 (FDA) / 統制問題事務局 (ORA)、Sec. 560.750 国産・輸入食品における放射性核種の基準値、CPG7119.14)

注) その他、ルテニウム103、ルテニウム106についても規定されています。

表A-6 コーデックス委員会の国際食品汚染規格 (Bq/kg)

放射性核種	乳幼児用食品	その他の食品
プルトニウム239	1	10
アメリカシウム241		
ヨウ素131	100	100
ストロンチウム90		
セシウム134	1,000	1,000
セシウム137		

(出所：コーデックス標準193-1995)

注) 放射性核種については重要なものだけを抜粋しました。コーデックス委員会は国連食糧農業機関 (FAD) と世界保健機関 (WHO) による食品標準を立案する政府間組織です。

表A-7 ベラルーシの食品汚染規制値 (Bq/lないしBq/kg)、2006年

食品グループ	セシウム137	ストロンチウム90
飲料水	10	0.37
牛乳、乳製品	100	3.7
コンデンスミルク	200	-
カッテージチーズ、同加工製品	50	-
チーズ	50	-
バター	100	-
肉、肉加工製品		-
牛肉、羊肉	500	-
豚肉、鳥肉	180	-
ジャガイモ	80	3.7
パン、パン菓子類	40	3.7
穀粉、ひきわり麦、砂糖	60	-
植物性油	40	-
動物性油脂、マーガリン	100	-
野菜、畑野菜	100	-
くだもの	40	-
ベリー類	70	-
野菜、くだもの、ベリー類保存食品	74	-
野生ベリー類、その保存食品	185	-
生キノコ類	370	-
乾燥キノコ類	2,500	-
乳幼児用食品	37	1.85
その他の食品	370	-

(出所：フードウォッチ・レポート「あらかじめ計算された放射線による死：EUと日本の食品放射能汚染制限値」)

表A-8 ウクライナの食品汚染規制値 (Bq/lないしBq/kg)、2006年、

食品グループ	セシウム137	ストロンチウム90
飲料水	2	2
牛乳	100	20
コンデンスミルク	300	60
粉ミルク	500	100
カッテージチーズ	100	20
サワークリーム	100	20
チーズ	200	100
バター	200	40
植物性油	100	30
マーガリン	100	30
動物性油脂	100	30
肉、肉製品	200	20
牛肉	200	20
豚肉、羊肉	200	20
鶏肉	200	20
卵	100	30
魚	150	35
野菜	40	20
亜麻の種子	40	20
根菜類	40	20
ジャガイモ	60	20
新鮮な果物、ベリー類	70	10
野生ベリー類、キノコ	500	50
乾燥野生ベリー類、キノコ	2,500	250
乾燥果物、ベリー類	280	40
ジャム	140	20
穀類	50	20
パン、パン菓子類	20	5
ハーブ類	200	100
ジュース	70	10
乳幼児食品	40	5

(出所：フードウォッチ・レポート「あらかじめ計算された放射線による死：EUと日本の食品放射能汚染制限値」)

表A-9 ドイツ放射線防護協会の提言値 (Bq/kg)

	子ども全体	大人全体
セシウム137	4	8
セシウム134	4	8
ストロンチウム90	2	4
プルトニウム239	0.02	0.04

(出所：フードウォッチ・レポート「あらかじめ計算された放射線による死：EUと日本の食品放射能汚染制限値」)